

# 定 款

**ダイジェット工業株式会社**

# ダイジェット工業株式会社定款

制定	昭和	25.	12.	7		
改正	昭和	29.	3.	5	29.	6. 16
		29.	11.	30	30.	6. 10
		30.	11.	30	31.	11. 29
		32.	5.	31	34.	11. 30
		35.	11.	30	36.	5. 30
		37.	5.	28	37.	11. 26
		38.	11.	19	39.	5. 28
		41.	11.	28	44.	5. 30
		45.	5.	29	48.	5. 30
		50.	5.	30	57.	6. 29
		60.	6.	28	平成	3. 6. 27
	平成	6.	6.	29	14.	6. 27
		15.	6.	27	16.	6. 29
		18.	6.	29	20.	6. 27
		21.	6.	26	27.	6. 26
		29.	6.	28	令和	4. 6. 28

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ダイジェット工業株式会社と称し、英文では  
DIJET INDUSTRIAL CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. すべての粉末冶金製品および超硬合金、超硬工具の製造販売
2. 鉄鋼および各種機械、金属製品ならびに化学製品の製造販売
3. セラミック製工具の製造販売
4. 潤滑油、機械油および工作油剤の製造販売
5. 有価証券への投資および運用
6. 貸金業

7. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
8. 不動産の売買・賃貸・管理および仲介
9. 駐車場の経営
10. 総合リース業
11. 一般機械修理業
12. ビルメンテナンス業および警備業
13. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
14. 工業デザイン業および機械設計製図業
15. 貨物運送取扱業および倉庫業
16. 一般旅行業および観光案内業
17. 前各号に関連する技術その他の情報の販売
18. 前各号に付帯関連する一切の業務と必要な事業への  
投融資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができる。

(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(基 準 日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他本定款に定めのある場合のほか、必要のある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取り扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当社の株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(招 集 地)

第15条 当社の株主総会は、大阪市内または隣接市で開催する。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(大規模買付行為に関する対応策の導入等)

第20条 当社の株主総会は、その決議により、当社の株式の大規模買付行為(以下、当該行為を行なう者を「大規模買付者」という。)に関する対応策(以下、「対応策」という。)の導入、修正および廃止を行なうことができる。

2. 前項で定める対応策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式等の大規模買付行為に関して、当該大規模買付者が遵守

すべき手続きおよび当該大規模買付行為に対する対抗措置等をいう。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第21条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。
3. 1項の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法等）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

2. 当社は取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への業務執行の決定の委任）

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。



(取締役会規則)

第29条 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、

議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行なう。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会に同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第40条 期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払うものとする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。